

午後1時零分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、7番佐々木明子議員の質問を許可します。7番佐々木明子議員。

（7番佐々木明子君登壇）

○7番（佐々木明子君） こんにちは。7番佐々木明子でございます。公私ともお忙しい中、傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。また、インターネットをごらんの皆様、ありがとうございます。

平成の時代は、災害多き年であったと言われております。元号が改まって令和になり初めての春を迎えようとしていますが、暖冬、新型コロナウイルスによる肺炎感染拡大など、自然はなかなかほほえんではくれないようです。ことしはオリンピック・パラリンピックイヤーでもあり、一日も早く平穏な毎日が戻ることを願わずにはられません。

さて、豪雨災害から2年8カ月が経過しようとしています。先日、甘木朝倉法人会東部朝倉合同新春講演会に出席いたしました。ドローンによる撮影で、被災した杷木地域や奈良ヶ谷川上流の現在の様子を見ることができました。発災当時のまま堆積している流木や土砂、崩落がまだ続いていると思われる赤茶けた山肌がところどころ見られ、不安になりました。しかし、下草が生えてきている山の斜面も見られ少し安堵しました。下流域に住む人の安全を守るため、治山ダムや砂防堰堤、またのり面の工事が急ピッチで進められているのが見て取れ、復旧が進んできていることが実感できました。

また、防災講演会にも出席いたしました。防災とは、死なないことであると学びました。豪雨災害で最も被害の大きかった杷木地域で防災の取り組みが進んでおります。防災士の資格取得者が増加しました。また、コミュニティ主催の防災訓練に多くの住民が参加するようになりました。災害はいつどんな形で発生するかわかりません。豪雨災害で体験したこと、学んだことを後の人に伝えていくためにも、朝倉市全域で防災への取り組みを進めていかなければならないと思いました。

これよりは質問席にて質問をさせていただきます。

（7番佐々木明子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 通告に従いまして質問をまいります。

市長が先日述べられました令和2年度施政方針によると、今年度の行政運営は第2期朝倉市総合計画に基づいて展開していくとのことですが、その1つ目の基本目標、災害や危機に強く、安全安心が実感できる暮らしの実現の取り組みについて質問をまいります。

まず、地域支え合いセンターについてお尋ねします。

被災者一人一人の復興の実現に、状況に応じたきめ細やかな支援を行う地域支え合いセンターを引き続き運営するとしています。現在市内2カ所に設置している支え合いセン

ターの杷木センターにおいて、4月より現在設置している杷木老人センターから杷木支所内に拠点を移動し、被災者相談窓口と業務を統合するということですが、その目的とメリットについてお伺いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） お答えします。

地域支え合いセンターは被災者の見守り、巡回訪問などを通じまして、生活再建を総合的に支援するために設置したもので、杷木と朝倉の老人センターに事務所を構えております。また、被災された方々のさまざまな相談を受け付けるため、復興推進室のほか、朝倉支所、杷木支所に被災者相談窓口を設けております。

被災者が相談窓口に来られる際、被災者の事情をよく理解している地域支え合いセンターと同じ場所にすることによりまして、専門性とワンストップ機能が高まり、被災者支援の一層の向上を図ることが可能となると考えております。

また、被災者の申請書類には住民票などの添付が必要な場合もございます。こういったことから、被災者の利便性を最優先に考えまして、杷木の地域支え合いセンターを杷木支所に移転して統合することとしております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 朝倉センターにおいてはどのようなふうになるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 朝倉におきましても統合を考えております。朝倉の地域支え合いセンターは朝倉支所の隣でございます。こういった関係で、今現在あります老人センターで統合を検討をしております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 今杷木センターは老人センター内でございますが、バス停にも近く、私は交通の便から言ったら利便性に富んでいると思っておりましたが、今お伺いしましたら、いろんな書類の手続とかいうことに関しても杷木支所内にあったほうが利便性が高まるだろうということですので、利便性が高まって多くの被災者が相談に行くことを期待しています。

次に、支え合いセンターが発足して2年が経過をしようとしておりますが、開設当時500カ所ぐらいを超える被災世帯を訪問しておりましたが、現在はどのくらい訪問しておられますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） お答えします。

令和2年1月末現在で、被災者の見守り対象世帯数は317世帯となっております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 317世帯、かなり減っていたとは思いますが、訪問をやめるっ  
て言いますか、しないようになるというのは、どのようにして決定していくのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） お答えします。

この地域支え合いセンターの業務運営につきましては、朝倉市地域支え合いセンター業  
務運営マニュアルというものをつくってございます。この中で一人一人の個人票をつくっ  
ておまして、その中で具体的に段階的に一人一人がどういう支援が必要かということ  
をまとめて、この中で最終的に本人とも話をしまして、支援が必要ないというような判  
断をさせていただいております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 本人とも話し合っとおっしゃいましたが、それはやはり支え  
合いセンターの職員が聞き取りをするのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 窓口としては、支え合いセンターが聞き取っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） では、こんなことを言ったら失礼かもしれませんが、お宅には  
もう行きませんとは言わないでしょうけど、訪問しないようになりましたという意味を含  
めた言葉で中止を知らせるということはあるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 基本的には地域支え合いセンターのほうで、この人に支  
援が必要かどうかという判断をさせていただきます。

その中で、被災者にどうお話しするかということにつきましては、できる限り被災者  
に寄り添った言葉のかけ方、お宅は支援が終わりますよという言い方につきましては配慮  
した言い方をしております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） やはり後でも申しますが、心のケアが大事でございます。やは  
りその辺に十分配慮なされて対応をよろしく願いしておきます。

次に、2月20日の報道で、住宅再建のめどが立っていない世帯が1月と比べましてまた  
増加しまして84世帯になっております。本再建の済んだところは944世帯、かなり住宅再  
建が進んではおるとは思いますが、まだいまだにめどが立っているけれど、本再建してい  
ない41世帯を加えますと、125世帯の方が自宅外で生活されているわけですが、住宅再建  
のめどが立っていない世帯、主な理由について何か把握してありますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 再建のめどが立っていて、まだ再建がされていない世帯  
でよろしかったでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） いえ、めどが立っていない世帯84世帯の主な理由です。

○議長（堀尾俊浩君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 再建のめどが立っていない方、41世帯、本再建未定の方、84世帯、その主な理由でございますけれども、まずは災害復旧事業が完了しないと自宅に戻ることができない事情の方がいらっしゃいます。また、災害公営住宅でありますとか公営住宅に入居している方、そういう方々についてが10月から引っ越しをされた方が多数いらっしゃいますので、そちらのほうにその公営住宅から生活が自宅のほうに戻られるかどうか等についての明確な回答をまだしておりません。時間が経過して年度が変わりましたぐらい、半年ぐらいたって落ちついてお話を伺うと思っております。そういうふうな方々が主なものということで、私どもは分析しております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 復興、復旧が進んでいるとは言いながら、まだ自宅に戻れない方への心の支援をよろしく願いしておきます。まだ今現在300世帯ぐらいを訪問しているということですが、これからの支え合いセンターの取り組みについて、どの辺に重点を置こうとされておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） まずは生活再建が進みますように、一人一人の今後の再建についてお話をさせていただくとともに、今後、被災者が抱えていらっしゃいます大きな課題、特に経済的困窮であったり社会的孤立、高齢者のみの世帯、こういったものをどうしていくのかという相談を強化してまいりたいと考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 今答弁されたことが市長が施政方針で述べられたことと思しますので、よろしく願いしておきます。

ところで、現在は社会福祉協議会にその事業を委託しているわけですが、国から2分の1の補助があっていると思います。来年度もあるかどうかは私はちょっとまだ把握しておりませんが、この支え合いセンターの重要性というものは、この被災がまだまだあと何年か続くと見られることから、かなりの年数、支え合いセンターの必要性が求められると思いますが、将来的に国からの補助が得られることはなかなか難しいんじゃないかと考えております。

そのときに単費として支え合いセンターを運営させていただけるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 今後の地域支え合いセンターのあり方ですけれども、まずは見守り世帯数の減少を今後見守りながら、職員が直接支援という体制も踏まえた上で、

一人一人の再建状況ができるまで支援は行っていきたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） また被るかもしれませんが、被災者一人一人の復興の実現に素早く対応するためにも支え合いセンターの役割は重要であり、その観点から社会福祉協議会に委託するのではなく、復興推進室が業務を運営すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 済みません、先ほどの質問でございます。補助について今後の見通しはということも含めて御回答させていただきます。

補助につきましては、来年度も国のほうには要望いたしておりますけれども、状況としてはかなり国のほうとして、引き続き将来にわたって支援できるかどうかの確約はできないというような回答をいただいているところでございます。

そうした中で、先ほど議員が申されましたとおり、直接体制、こういったことも視野に入れながら、今後の地域支え合い、いわゆる被災者の相談体制をどうしていくかということを検討させていただきたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） やはり市、直接することのほうが被災者の声をいち早く聞くためにも大変重要なことだと考えますので、よろしく願いしておきます。

次に、被災した住民同士の交流活動を支援していくとありますが、現在も交流活動はあっておりますが、今後どのような交流活動を考えておられるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） お答えします。

被災者の交流の機会をふやすことは大切であると認識しております。したがって、災害公営住宅の集会所に設置している「えんがわ」というもので現在交流活動を行うほか、地域のボランティア等でも交流の活動が行われているところでございます。

今後のことでございますけれども、令和2年度に予算を計上させていただいております被災者交流活動支援事業におきまして、地域コミュニティ、NPO、ボランティア団体などの活動、これは現在も行われておりますけれども、これを一層推進する観点から助成を行いまして、被災者同士の交流、あるいは住みなれた地域や新たな居住地域住民などとの交流機会をふやすことなどを行っていきたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 防災講演会ではさらに「寄り添う」ということは、「ひとりぼっちにしない」ことだと学びました。

先日被災者の方のお話をお伺いしたんですが、公営住宅のドアはすごく頑丈にできております。それがガタンという音を出して閉まったら、あとはひとりぼっち、孤独、独房の

ようだと言っておりました。

やはりまだ被災者にとっては、早くじゃありません、長い長い3年であったと思っております。ひとりぼっちにならないような施策、交流活動を本当に進めていってほしいんですが、その交通弱者といえますか、免許証は持っておられる方もおりますが、高齢者においてはどうやってその交流場所に行ったらいいか困ってある方もおられます。

2年ぐらい前ですか、やはり私もコミュニティを拠点として、被災者の方を集まっていたいて、そこでカフェを開こうかなと思って計画いたしました。うきはとかに住んでおられる方を迎えにいこうというところでストップがかかりました。お話を聞くとともになことだと思しますので、事故のことなどをいろいろ考えまして、コミュニティに責任は負わせられないと思ひまして諦めましたが、やはりそういう交通弱者に対する補填というものは考えておられませんか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 交通弱者である被災者の移動の問題については、やはり重要であると考えております。

ただ、交通弱者の移動だけを支援するということは、現時点で厳しいのかなと思っておりますが、現在ボランティア団体が主催でやっております交流活動の中では、送迎も支援を行っている、活動をされている団体もございます。

このような事例もありますので、このような取り組みを参考にしながら、今後取り組みを進め、支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ボランティア団体、NPO法人などは保険をきちんとかけてあるのでしよう。

ところで、その社会福祉協議会がいきいきサロンなどでバスを運行しておりますが、そのバスを利用したりとか、例えばそのバスが朝倉市内ではなく、うきは市まで迎えに行くとか、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 送迎等についてはすけれども、社会福祉協議会等については、その自動車の保険で、任意保険でかたられている、ただ、その保険料等についても、またこれからコミュニティ活動の支援事業での補助事業で考えておりますけれども、そういうふうなものも対象として、それぞれのNPOボランティア等に活用していただければというふうに思っているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 交通弱者に対する対応を今後の課題としてよろしく願いいたします。

心のケアについても触れられております。その中で、心の健康状況について、保健師な

どによる相談サポートとありますが、保健師は今までも支え合いセンターなどを通じて被災者のところを訪問していたと思いますが、今まで活動してきたことと違いがあるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） これまでの地域支え合いセンターからの保健師へのつなぎ、これにつきましては、まずは地域支え合いセンターによる戸別訪問や市の健康課による健康相談、健診等、こういったことによって心の健康づくりにサポートが必要と判断した被災者に対して、市の保健師による経過観察、必要に応じては医療機関での治療等を行ってきていただいたところでございます。

今後につきましては、地域支え合いセンターが面談する中で、必要と思われた方を対象に保健師等につないできたわけですけれども、今後はやはり心の中でやっぱり心の問題を持ってある方、表に出されていない方、こういった方々もいらっしゃいますので、まずは全体、被災者の必要なそういう対象者に対しまして、質問形式でアンケートを行いまして、その中でやはりそこに少し支援が必要な方、こういった方に保健師に入っていて、ここはやはり今後も経過観察をしていただく必要があるだろうというような、会議の中でそういったものをしていく。その中で保健師が経過観察して、必要に応じてやっぱり医療機関のほうで診断をしたほうがいいですよというようなアドバイスをしていく、そういった形で全体を通じて確認をしていきたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 全体を通して確認していく、アンケートをする、どのくらいの規模でアンケートを実施するのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 現在は400世帯程度を考えているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 400世帯というと、やはりまだまだ被災者の半分近く、3分の1強いらっしゃると思いますが、もしかしたらもっとおられるのかもしれませんが、アンケートをして、さらなる保健師さんへの活動につなげていっていただきたいと思います。

ずっと、被災した方のお話を聞きますと、まず年金だけしか収入がないという生活困窮者が訴えることが多くございます。もうずっと訴えてまいりましたが、やはり年金だけ、月に4万、5万しか収入がない被災者、災害公営住宅に入れば、住宅減免などでその点に関しては恐らく措置がなされているとお伺いしましたら、減免措置していますかと聞きましたら、「はい、しています」という返事があっておりますので、恐らく減免措置がされていると思いますが、それでも電気代、ガス代、そういったものは減免措置がございません。ですから、そういった被災者が何か収入につながるような、若い方であればいろいろと仕事もございましてしょうが、もう80以上を超えた高齢者にとっては、なかなか仕事を

見つけることも困難だと思いますが、何か支え合いセンター、それから復興推進室として、その方たちに対する手だてというものは考えられませんか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 被災者の支援の中で、収入を手助けするような施策というのは現時点では考えておりませんが、まずは被災者自体、先ほども議員も申されましたとおり、住みなれた地域を離れて不安な状況が続いている中で、日常生活を支援することは大事でありますし、そのことを今行っているところでございます。

特に先ほどもお話がありましたように、外出機会が少ない高齢者などは交流機会をやりぱりふやしていくということが大切だと考えておりますので、先ほどもお答えしましたえんがわを、えんがわについては災害公営住宅内でございますので、そういったものを支援していくとともに、先ほどお答えした被災者交流活動支援事業におきまして、交通弱者の移動も含めて支援を考えまして、その中で被災者に寄り添った形で、生きがいと言いますか、そういったところの支援を行っていきたくて考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 昨年、うきは市の社会福祉協議会を訪問してまいりました。そこでは、引きこもりの人に対して、就労支援を行ってまいりました。おそばを詰め込んだりして、それを販売しているわけですが、そのわずかながらの収入でもその方たちの励みになるようにしております。

ですから、今度の豪雨災害で被災した人に内職をしろとは私も言えませんし、では、ほかに自分で何とか見つけてください、人材センターとかに行行って仕事を見つけてくださいとも言えませんし、今言った交流活動などのときに、例えば健康課ですか、ステップ運動などをしたときにポイント制などがあって、それがちょっとした収入につながったりしますので、そういった交流活動などに参加したときにポイントを出すとか、そういうことは考えられませんか。

○議長（堀尾俊浩君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 議員言わっしゃる事業については、介護予防ポイントの制度とかがあります。そういうふうな形で総合支援事業などの活用についても、そういうふうな集会の折にお知らせをしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） どうぞよろしく願いいたします。

次に、住宅再建についてであります。

災害土砂を活用した宅地のかさ上げ事業は、乙石川流域、寒水川流域で国の助成を受けて計画されることになりまして、本当にありがたいことだと思っております。

ですが、それには縛りがございまして、被災場所でなければならない、5軒以上なければならない、いろんなそういった縛りがございます。その計画に該当しないが、現地で再



建を望んでいる被災者に、単費としてかさ上げの助成というものができないものでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 宅地耐震化推進事業、いわゆる宅地かさ上げ事業でございます。

こういった支援というのはこれまで制度としてございませんで、朝倉市といたしまして今回も今回の被災を受けて非常に困っておりました。

そういった中で、何とか支援を求めたいということで朝倉市のほうから国に提案した結果、こういった内容であれば、こういった公共性を持たば支援をいいたろうということで、朝倉市のために新しくつくっていただいた事業でございます。

こういったように、公共事業として地域の安全性を確保するために、付近の道路や水路やそういった公共施設と宅地を一体的にかさ上げを行うというものであります。

市の単独事業でということでございますが、でありまして、ただ、この公共性という要素を簡単にとり除くということは困難であろうということは理解していただきたいと思っております。

しかし、先ほども言いましたように、困ったことについて何とかやっていかなければいけないということは、復旧・復興を進めていく上で、このようなさまざまな問題が発生するということがございます。そういったことがあるということも認識をしております。

市といたしましては、こういった課題については、一つ一つ丁寧にその解決策を関係機関と協議をしながら努めていくと、そういった考え方でこの宅地かさ上げ事業についても考えていきたいと、そういうことで今進めております。

具体的には、公共事業での対応が困難な事案ではございますが、もしもほかの手法で、いろんな協力というような形で、ほかの方法で何かできないかということをそれぞれの現場現場で考えていきたいと思っております。いろんなケースがございましょうですから、その場その場でできる限り何かできるのかということを考えながら、具体的な事案が出てきたたびに検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 窓口に行くと、だめだ、それはできませんと言われるのが被災者にとっては一番つらいことだそうです。そういうふうに相談に乗っていただけだけでも、被災者の心は和らぐと思っておりますので、できないにしろ、できるにしろ、心に寄り添った対応を今後もしていただきたいと思っております。

被災者一人一人の復興の実現に対して今いろいろお願いしてまいりましたが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 災害から2年8カ月経過することになりました。災害当初から朝

倉市といたしましては平成30年3月につくりました復興計画、これを基本といたしまして、被災者の生活再建、暮らしの再建につきましては、しっかり最後の一人になるまで寄り添ってやっていくんだといったことでやってきたところでございます。きょう御質問をいただいたところでもございます。

それから復旧工事、復旧事業につきましては、国・県・市と強い連携を持って現在やってきておりまして、いよいよ本格復旧という段階に入っております。目に見える形で被災者の皆様方、そして被災地の人たちが実感できるその形がとれてきたと思っておりますので、特に復旧期から再生期にいよいよ進むという段階になってまいりました。もう災害の復旧は進んでいるんだなど、きょう議員がおっしゃっていただきましたように、実感ができると、そして頑張っってこれからはわりも含めて頑張ろうと、そういったことを強く感じ取っていただけるようにやっていきたいというふうに思います。

御質問がございました細かい対応につきましては、制度上の問題があります。単費でもできるという状況ではございません。そういうことで補助事業等々、あるいは国の事業に、県の事業にあわせてしていただくと、そういったことを努力をさせてきていただいているところでございます。

今部長がお答え申し上げましたように、何かできる方法はないかといったことをこれから模索しながら、丁寧に対応をしていくということで、復旧期から再生期になった、今申し上げましたことを市民の皆様方にも御理解をいただきながら全力でやって、そしてふるさとを取り戻して、希望が持てる、笑顔があふれる朝倉市の発展期に向けまして努力をさせていただきますというふうに思います。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

先月16日、豪雨災害で最も被害の大きかった松末地域で復興全体集会在開催されました。市長も出席されておられましたが、松末地域住民の再生に向けた必死の思いが伝わったことと思います。

市の政策としても、災害を後世に伝える伝承広場の整備や定住促進住宅の整備などを取り組もうとされていますが、松末地域住民の地域再生への願いを真摯に受けとめて、復旧・復興が目に見える形で実感できる年度になることを願います。

次、学校における働き方改革についてに移らせていただきます。

学校における働き方改革を進めるための取り組みの一環として、改正給与法が昨年12月4日に制定されました。そして、ことし1月17日文部科学省より告示・通知されました。第7条は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理に関する指針を定めております。

教職員の1日の正規の勤務時間は、労働基準法で7時間45分と定められております。例えば、朝8時15分から休憩時間45分を挟んで夕方16時45分までが正規の勤務時間です。し

かしながら、定時に退勤できる教職員はほとんどいないのが現状です。

指針には、在校等時間という語句が使われておりますが、在校等時間とはどういうもの  
でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 在校等時間のお尋ねでございますが、これは、在校している  
時間から休憩時間と自らの判断で行う自己研さんの時間を除いたものとなっております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それでは授業時間を除いて、在校等時間に含まれる業務、含ま  
れない業務はどんなものがあるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 含まれる業務としましては、学校の授業に関係する業務、そ  
ういったものが該当いたします。含まれない業務というのは、例えば学校の中で新聞を読  
むとか、自分の勉強をするとか、そういったものが除かれていきます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） では、部活動とか土日祝日の出勤、業務に関係した出勤をした  
ときとか、学校外に行っても、業務として命ぜられた学校外での活動は在校等時間に含ま  
れるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 部活動等は当然含まれてまいります。それから学校外の活動  
につきましては、学校長から出張命令なり派遣命令が出ておりますので、それに基づけば  
業務に当たります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 自己研さんの時間はだめだとおっしゃられましたが、休憩時間  
とか持ち帰った仕事というのは在校等時間に入るのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） まず、持ち帰りというのは原則認めておりません。それで持  
ち帰って業務をしたとしても、それは在校等時間には含まれません。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） では、次に、指針には業務改善の基礎となる客観的な方法によ  
る在校等時間の把握をすることとあります。朝倉市は昨年9月から出退勤管理システムを  
導入して、在校等時間を把握していると思っておりますが、現場においてどういうふうな入力  
の仕方をするのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） それぞれ個人がカードを持っておりますので、それを出退勤  
管理システムのほうにかざして入力するというような形になります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ということは、打刻が適正になされているかどうかというのは、個人個人の判断に任せているということでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） これの前提としては、もうきちんとしているということが前提でなければこのシステム自体が機能いたしませんので、議員がおっしゃるように正確にしているということが前提でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） その記録されたことをもとに、在校等時間の集約がなされていくと思うんですが、例えば、校外において従事している時間とかいうのはどういうふうに把握されていくんでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 議員がおっしゃるように、外に出てそのまま直帰するようなときがありますけれども、そういったものは後で入力されることができますので、それをきちんとしていただくことが前提でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） では、休憩時間、原則45分間ですが、それはもうほとんどの先生方がとれていないんじゃないかと思うんですが、その休憩時間を加算するということができるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 休憩時間については、45分間は在校等時間から引いております。それで時間がとれていないというような状況があるというお話ですけれども、それは45分間の分はきちんと引いた数字でしか出しておりません。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それはちょっと考えてあげなければいけないんじゃないでしょうか。とれていないとわかっていながら——実際はとれていないんですよ、先生方はほとんど昼休み時間というものが。それがとれていないということは、後でプラスできるというんならば、その正確に自己申告として、この時間が学級の活動に使いましたということで申告してもいいんじゃないかと思いますが。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 昼休みにとれていないとしても、どこかで時間をとっていたかなければいけないような形になっておりますので、労働基準法上、6時間を超えれば45分の休憩時間をとるということになっております。ですから、まとめてとれないとしても、どこかで必ず休んでいただくという形になります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それは、きちんと指導がなされているのでしょうか。指導がなされていないのに数字上だけでとってくださいと言われても、昼休み45分とらなくてどこでとれますか。ですから、そこでとれていなかったならば、在校等時間に入力できるように指導していくのが教育委員会としての務めと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 休憩時間の確保については、検討してきちんととっていただくように指導してまいります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） よろしく願いいたします。

では、その在校等時間の記録についてですが、その記録は学校で管理されていると思うんですが、どのような形で管理されているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 導入いたしました出勤管理システムによりまして管理しているということは先ほど申しましたが、これは学校長、それから教育委員会が把握をしております。また、個人でも自分の状態が把握することができるようになっておりまして、この情報につきましては記録は公文書というふうにしております。保存年限は3年でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それでは、一人一人の記録はもちろん個人でも把握できるし、学校でもできるということで理解いたします。記録は公文書になるので、3年間、それはどこで保存するのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 記録を学校のほうから提出いただきまして、教育委員会のほうで保管するようになっております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） この在校等時間の記録というのは、今後、大変重要な記録管理になっていくと思いますので、学校だけに任せず、教育委員会のほうでもきちんと把握しておくことを求めます。

OECD、国際教員指導環境調査では、日本の小中学校教員の勤務時間が最長と報告されていることは、いつもずっと言ってきておりますが、その超勤の是正に向けて国もやっと立ち上がって、平成30年1月に策定した勤務時間の上限に関するガイドラインを指針に格上げしました。

今回の改正は、その在校等時間、今申しました在校等時間から正規の勤務時間7時間45分を除いた時間外在校等時間の上限を定めるというものが一つ挙げられております。

1カ月の時間外在校等時間が45時間以内であること、1年間の時間外在校等時間が360

時間以内であること、特例的な扱いとして、児童生徒に係る臨時的な特別な事情による業務の場合は、1カ月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間は720時間未満とされております。

9月から導入で、まだ5カ月しか朝倉市は経過しておりませんが、その上限方針が各教職員守れるでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 仮に月の上限時間45時間というふうに定められておりますけれども、これは学校における働き方改革の総合的な方策の一環でありまして、これは上限時間まで業務を行うよう推奨するといったようなものでは当然ございませんので、先生方の働き方の改革のために、自分たちのためにやるものでございますので、その内容は守っていただくというのが方針だと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それで5カ月間しかたっておりませんが、当然教育委員会のほうにもその毎月々のそれぞれの記録が入っていると思いますが、それを見て、守れそうですかとお伺いしているんですが。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 今出退勤システムで平均の変化を見ていきますと、これはかなり下がってきております。1月の時点で小学校の平均というのは36.48、中学校が50.54、これは記録をとり始めた9月からはかなり減った数字でございます。

しかし、これはあくまでも平均でございますので個人差がありますので、全員が守れるかといいますと、まだこれからかなりの課題が残ってくるとは考えております。守れるようにお互いに教職員も教育委員会もそういうふうに動いていくつもりでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 昨年9月の定例会の質問のときにおきまして、定時退校日をお聞きいたしましたら、学校によって違いますが、週1回から2回しているということ、退庁時刻の目標として19時としているということを計算しますと、1カ月が20日ぐらいで、5時から7時まで2時間で計算すると単純に40時間、私としても小学校の場合はかなり守れるんじゃないかと推測します。ただ、中学校におきましては部活がございますので、かなり厳しいんじゃないかと思っております。

と言いますのも、在校等時間の定義や時間外在校等時間の上限が指針として通知されましたが、4月1日より施行していかななくてはならないと思っておりますが、今年度中に上限方針等を教育委員会規則に策定しなければならないと通知されていると思っております。進捗状況をお伺いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 議員申されますように、令和2年1月17日に、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために構すべき措置に関する指針というのが告示されました。

その中で、教育委員会は学校の教職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を規則で定め、業務量の適切な管理を行うこととするというふうにされております。申されたとおりでございます。

このことについて、福岡県から2月3日付で、これは県の方針なんです、本県においては本年度中に教職員の働き方改革取り組み指針を改定し、条例及び規則については次年度に整備をします。本県の条例及び規則の整備後、改めて市町村教育委員会における上方針の策定について依頼する予定と通知がっております。

朝倉市教育委員会では、状況を調査・研究しながら、県のこの条例制定後に内容を精査いたしまして、規則の改正を行う予定でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ただ、それには続きがございまして、その前に各市町村で策定してもいいということが書いてあったと思います。できるだけ早く朝倉市も策定してほしいんですが、朝倉市における働き方取り組みの指針策定をお願いしておりましたが、それについての進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 前回の御質問でも出ておりましたところでございますが、今年度中に朝倉市の指針を策定し、学校に示すという予定でございました。

今回、国の指針が出て、県も条例を整備するために作成途中でありましたこの市の指針をさらに修正をいたしまして、来年度当初に学校に示す予定でありまして、学校から保護者等へもこの周知をしたいというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 特に近隣の市町村に比べて少しおくれておりますので、いち早く指針を策定していただきたいと思っております。

文部科学省の通知によると、規則を策定し、市独自の働き方改革取り組みの指針を策定して上限時間を遵守していかないと、教職員の加配、外部人材の補助金交付に際して不利になると発表しております。また、令和3年度より活用ができる1年単位の変形労働時間制の導入も厳しくなると通知されております。早急に策定すべきと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀尾俊浩君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 答弁は先ほど部長が申したとおりでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） よろしくお願ひいたします。

教職員の働き方改革を進めるための指針がやっと施行されようとしています。適切な規則と枠組みの中で教職員の意向がきちんと反映された規則が策定されることを願ひます。

次、教育行政について、令和2年度より教科化される英語教育についてお尋ねいたします。

いよいよ、ことし4月から小学校5、6年生の外国語の教科が、3、4年生の外国語活動が始まります。朝倉市は他市町村に先駆けて早くから英語教育に力を入れているということは評価に値すると思います。

また、学級担任が授業を行うということで、英語力を高める研修、外国語の授業づくりの研修をして、教員の力量を高めようとしたそうですが、その成果についてお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課参事。

○教育課参事（石橋孝一郎君） 今議員がおっしゃられた内容ですけれども、小学校におきましては、県の小学校教育整備事業というのがありまして、本年、本市におきましてエリアマネージャーというのが大福小学校に1名配置されておりました。そのエリアマネージャーが各学校を回りまして、実際に先生方の授業の指導を行ったりしていております。エリアマネージャーが行っていない学校につきましては、市の教育委員会の指導主事が英語の指導のほうに出向いたりしております。

実際、ある小学校さんのほうでは、担任のほうがもう主になって授業を進めるような形態の学習が見られるようになっております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 若いって言いますか、20代の先生におかれましては、もう大学時代、英語については選択されまして、かなりの力量を持っておられます。しかし御存じのように、高齢と言っては失礼ですが、中堅の先生方はなかなか英語に対しては自信がないということは今でもお聞きしております。

教科ともなれば、教師の力量が問われることになると思います。指導助手の予算が令和2年度も組まれているようですが、今までみたいにJTEやALTを入れた授業を今後もしていく予定でしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 議員申されましたJTEの関係等ですが、各小学校の実態によりましてJTEとのかかわり方には若干の違いがありますものの、基本的には学級担任が主となって学習を進めまして、JTE等がその補助を行うという形で行われております。ただし、学習の内容によっては、JTE等が中心となって逆に学習を進めることもあるというようなことであります。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。



○7番（佐々木明子君） 5、6年生の外国語授業は専科の教師がすべきだと私は考えております。

平成30年の定例会の一般質問で、英語専科の教員の配置について県や国に要望していると答弁があっていましたが、国も小学校の英語専科指導についての加配定数を増加させております。朝倉市に加配教員は望めないのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 小学校に外国語教育の専科教員を配置することは効果的であるというふうに考えております。

文部科学省も小学校の外国語教育に専科の教員を配置するための定数改善を行っております。しかし、配置するための条件等が厳しくございまして、県レベルで実際にその定数を配置するという事は難しい状況でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 国の方針として、令和4年以降、小学校高学年における本格的な教科担任制導入の検討を始めると通知されております。グローバルな人間育成のためにも、朝倉市の英語教育に他市町村に先んじた施策を望んで、一般質問を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。2時20分より再開いたします。

午後2時07分休憩